

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の小委員会の設置について

令和3年3月17日
令和4年9月●日改正
水環境・土壌農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）
第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に置く小
委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に、次の小委員会を置く。
 - (1) 瀬戸内海環境保全小委員会
 - (2) 土壌環境基準小委員会
 - (3) 土壌制度小委員会
 - (4) 農薬小委員会
 - (5) バイオレメディエーション小委員会

2. 瀬戸内海環境保全小委員会においては、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭
和48年法律第110号）（以下「瀬戸法」という。）に関する以下の事項
について調査審議する。
 - (1) 瀬戸法第3条第2項（基本計画）
 - (2) 瀬戸法第13条第2項（埋立て等についての基本的な方針）
 - (3) その他法の施行状況の点検及びその結果に基づく所要の措置

3. 土壌環境基準小委員会においては、環境基本法（平成5年法律第91号）
第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準の設定及び改訂に
関する専門的事項について調査審議する。

4. 土壌制度小委員会においては、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
に関する、今後の土壌汚染対策の在り方について調査審議する。

5. 農薬小委員会においては、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号まで
に掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第34
6号）第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作物残
留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改

定に関する事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条1項第11号に規定する農林水産省令・環境省令（令和4年●月農林水産省・環境省令第●号）で定める場合に関する事項、同法農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに同法第25条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。

なお、作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。

6. バイオレメディエーション小委員会においては、バイオレメディエーションに関する適切な制度について調査審議する。また、バイオレメディエーションに関する新たな制度に基づく個別技術の審査を行う。
7. 各小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境・土壌農薬部会の決議とすることができる。
8. 部会長は、各小委員会に出席し、意見を述べることができる。